

# 人権教育だより

市川市立第三中学校  
令和5年9月4日発行  
(第5号)

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

## 「子どもの権利条約」とは

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。1989年11月20日、第44回国連総会において採択されました。

この条約を守ることを約束した締約国・地域は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1994年に批准(条約に同意)しています。

子どもの権利条約は、子ども(18歳未満の人)が権利をもつ主体であることを明確に示しました。子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程において保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

条約の採択は、世界中で、子どもたちの状況の改善につながってきました。

## 「子どもの権利条約」4つの原則

条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。それぞれ、条文中に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切です。4つの原則は、「こども基本法」(2023年4月施行)にも取り入れられています。

### 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

### 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 生命、生存及び発達に対する権利

#### (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 子どもの意見の尊重

#### (意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

## 「子どもの権利条約」に定められている権利

子どもの権利条約は前文と54条からなり、1~40条に、生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、世界のどこで生まれても子どもたちがもっている様々な権利が定められています。また、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても書かれています。

条約に書かれている子どもの権利を守るために国が法律を整え政策を実施すること、また、子どもの権利が実現するようにする責任はまず親(保護者)にあることなども定められています。

条約に定められている権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。



### 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる



### 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる



### 守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる



### 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできる

このように、子どもの人権は国際条約によって守られています。2学期が始まりましたが、もし困ったことがあったら、おうちの方や友達、先生など、身近な人に相談してみてください。以前お伝えした SOS ミニレターを活用するのもいいと思います。

(ユニセフ HP より)